

令和 2 年 7 月 1 日
国 税 庁

「令和元年東日本台風（台風第 19 号）」に係る
国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について

1 令和元年東日本台風に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 11 月 1 日付国税庁告示（国税庁告示第 13 号）により、別紙の指定地域について、令和元年 10 月 12 日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

2 今般、これらの地域における被災後の状況などを踏まえ、令和 2 年 7 月 1 日付国税庁告示により、これらの地域に国税の納税地を有する者に係る延長期日を令和 2 年 8 月 31 日とすることとしました。

3 この期日以降においても、令和元年東日本台風の影響により申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長されま
す（個別指定）。

また、申告は可能であっても、令和元年東日本台風により財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として 1 年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

4 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、上記期日までに申告・納付等ができない場合にも、個別指定による期限延長や納税の猶予が受けられる場合がありますので、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する申告・納付等の期限延長（個別指定）については、以下のリンク先の FAQ（1 申告・納付等の期限の個別延長関係）をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>

※ 新型コロナウイルス感染症に関する納税の猶予については、以下のリンク先をご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮